

公 告

関税法第69条第1項の規定に基づき、輸出入貨物の検査場所として指定している、下記の場所について、令和6年4月1日から所在地表記を変更したので公告する。

記

1 指定場所の名称及び所在地並びに面積

変更前 福岡市博多区沖浜町3-94外所在

博多港国際ターミナルビル内税関旅具検査場848.89平方メートル 及び出国旅客手荷物取扱所34.86平方メートル（輸出貨物に限る。）

変更後 福岡市博多区沖浜町14番1号所在

博多港国際ターミナルビル内税関旅具検査場848.89平方メートル 及び出国旅客手荷物取扱所34.86平方メートル（輸出貨物に限る。）

2 変更年月日

令和6年4月1日

令和6年3月15日

博多税関支署長 黒木 利幸